

November 2006

2006 年度税制改正では、法人納税者に影響を与えるさまざまな改正が行われました。このニュースレターの最初のセクションでは、法人納税者に広く適用される改正点について、改めて解説いたします。

また、次のセクションでは、現在活発に行われている租税条約の改正の動き、新日英租税条約の適用開始時期と手続き規定等について、お知らせいたします。

## Contents

### I. 2006 年度税制改正の論点

1. 役員給与
2. 交際費 (飲食費)
3. 情報基盤強化税制
4. 試験研究費の税額控除
5. 過少資本税制
6. 法人税申告書添付書類

### II. 租税条約

1. 租税条約改正の最近の動き
2. 新日英租税条約 (適用開始時期と手続き規定)
3. 改正日仏租税条約

## I. 2006 年度税制改正の論点

### 1. 役員給与

役員給与の税務上の取扱いに関する改正点のポイントは、以下のとおりです。

	2006 年度税制改正前	2006 年税制改正後
損金算入	報酬 (定期的に支給される給与)	(1) 定期同額給与 (2) 事前確定届出給与 (3) 利益連動給与 (一定の要件を満たすもの)
損金不算入	賞与 (臨時的な給与)	上記以外の給与

Note:

「損金算入」に該当する給与であっても不相当に高額な部分の金額や、事実を隠ぺいし又は仮装して経理をすることにより支給される給与の額は、損金の額に算入されません。この点について、今回の改正で変更はありません。

なお、便宜上、このニュースレターにおける「給与」には退職給与及びストック・オプションによる報酬を含まないこととします。

2006 年度税制改正前は、役員(法人の取締役、執行役、監査役等)に対して支給する賞与の額は、損金の額に算入されませんでした。賞与とは臨時的な給与であり、名称にかかわらず、定期に定額支給されるもの以外は、原則として賞与とされていました。

2006 年度税制改正により、2006 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、役員に対して支給される給与のうち、次に掲げる給与は、その法人の所得の計算上、損金に算入され、いずれにも該当しないものは損金の額に算入されないことになりました。

### **(1) 定期同額給与**

支給時期が 1 月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与をいいます。

ただし、以下の給与も定期同額給与とされます。

- (i) その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 3 月を経過する日(保険会社については、4 月を経過する日)までに、定期給与の額の改定がされた場合における、その改定前の各支給時期における支給額が同額である定期給与と、その改定以後の各支給時期における支給額が同額である定期給与
- (ii) 法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由により、定期給与の額の減額改定がされた場合における、その改定前の各支給時期における支給額及びその改定以後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額である定期給与
- (iii) 継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの

### **(2) 事前確定届出給与**

役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(定期同額給与及び利益連動給与(利益に関する指標を基礎として算定される給与)に該当しないもの)で、その内容につき、職務執行開始日とその事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 3 月を経過する日(保険会社については、4 月を経過する日)のいずれか早い日までに、税務署に届け出ている場合のその給与をいいます。

### **(3) 利益連動給与(一定の要件をみたすもの)**

利益連動給与のうち、以下の要件を満たすものをいいます。

- 業務執行役員に対して支給するものであり、他の業務執行役員のすべてに対して、以下の要件を満たす利益連動給与を支給すること。
- その算定方法が、その事業年度の利益に関する指標(証券取引法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書に記載されるものに限る。)を基礎とした客観的なものであり、以下の要件を満たすこと。
  - 確定額を限度としているものであること。

- その算定方法が、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること。
- その算定方法が、その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 3 月を経過する日(保険会社については、4 月を経過する日)までに、会社法に定めた報酬委員会(業務執行役員又はその特殊関係者が委員になっているものを除く。)より決定されていること又はこれに準ずる適正な手続きを経ていること。
- その算定方法の内容が、その決定後遅滞なく、有価証券報告書又は一定の同様の方法により開示されていること。
- 利益に関する指標の数値が確定した後 1 月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること。
- 損金経理をしていること。

この規定は、法人が同族会社に該当せず、かつ、有価証券報告書を提出している場合にのみ適用されますので、利益連動給与を損金に算入することができるのは、主に、日本における上場会社ということになります。

\*\*\*\*\*

国税庁は、そのホームページで以下の情報を公開しています。

- 役員給与に関する Q&A

<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/5126/5126.pdf>

- 事前確定届出給与に関する届出

<http://www.nta.go.jp/category/yousiki/houjin/annai/5104.htm>

## 2. 交際費 (飲食費)

法人が各事業年度に支出する交際費等の額のうち、その資本金の額に応じ定められた損金算入限度額を超える金額は、損金に算入されないこととされています。

資本金の額	損金算入限度額
1 億円以下	360 万円 又は 支出額の 90%のうち、いずれか少ない金額
1 億円超	0

交際費等とは、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

2006 年度税制改正により、2006 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、交際費等の範囲から、一人当たり 5,000 円以下の飲食費(専らその法人の役員、従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用は除かれます。)が除外されることになりました。なお、この規定の適用を受けるためには、飲食等のあった日、参加者の数、参加者の名前(一定の場合、省略可能。)等を記載した書類を保存することが必要です。

\*\*\*\*\*

国税庁は、そのホームページで以下の情報を公開しています。

- 交際費等(飲食費)に関する Q&A

<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/5065/5065.pdf>

### 3. 情報基盤強化税制

IT 投資促進税制(コンピュータなど一定の資産を購入した場合の税額控除及び特別償却の制度)は、2006 年 3 月 31 日に適用期限の到来をもって廃止されましたが、これに代わり、情報基盤強化税制が創設されました。

青色申告書を提出する法人が、2006 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までの期間内に、財務省令に定められた新品の情報基盤強化設備等(サーバー用の OS、サーバー用の電子計算機、データベース管理ソフトウェア、ファイアウォールソフトウェア、ファイアウォール装置等。ISO/IEC15408 認証を受けていることが要件とされているものがあります。)の取得又は製作をして、国内の事業の用に供した場合には、以下の金額の税額控除が適用されます。

基準取得価額 (取得価額 × 70%) × 10%

税額控除額はその事業年度の法人税額の 20%を限度とし、税額限度超過額は 1 年間の繰越しが認められています。

なお、その事業年度において事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が、次の区分に応じてそれぞれに定められた金額以上であることが要件とされています。

資本金の額	最低金額
1 億円以下	300 万円
1 億円超 10 億円以下	3,000 万円
10 億円超	1 億円

税額控除に代えて、法人は、情報基盤強化設備等につき基準取得価額の 50%の特別償却を選択適用することができます。

さらに、資本金の額が 1 億円以下の法人は、一定の要件を満たす場合には、情報基盤強化設備等のリース費用に係る税額控除の適用を受けることもできます。

\*\*\*\*\*

経済産業省は、ホームページで情報基盤強化税制の詳細情報を公開しています。

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/zeisei/index.html#03](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/zeisei/index.html#03)

#### 4. 試験研究費の税額控除

2006 年改正前の試験研究費の税額控除制度は、総額基準(試験研究費の総額について一定の割合を乗じて控除額を計算するもの)と増加基準(試験研究費の増加額に対して一定の割合を乗じて控除額を計算するもの)の選択制でしたが、2006 年度税制改正により 2 つの制度が統合されました。

2006 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度においては、青色申告法人は、総額基準による税額控除に加え、一定の要件を満たす場合には、増加基準による税額控除を上乗せして適用できることになりました。

	試験研究費の総額に係る税額控除		試験研究費の増加額に係る税額控除
中小企業者に該当しない法人	試験研究費割合が 10%以上	試験研究費の額 × 10%	〔試験研究費の額 － 比較試験研究費の額〕 × 5%
	試験研究費割合が 10%未満	試験研究費の額 × (8% + 試験研究費割合 × 0.2)	
中小企業者に該当する法人	試験研究費の額 × 12%		

Notes:

- 試験研究費割合:  
その事業年度の試験研究費の額の、その事業年度とその事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度の売上高の平均額に対する割合をいいます。
- 中小企業者  
資本金の額が 1 億円以下の法人で大規模法人の子会社に該当しないものをいいます。
- 増加額に係る税額控除の要件  
その事業年度の試験研究費の額が、比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超えることが、増加額に係る税額控除の適用を受ける要件です。
- 比較試験研究費の額  
その事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の平均額をいいます。
- 基準試験研究費の額  
その事業年度開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額のうち多い額をいいます。

なお、上記の税額控除は、その事業年度の法人税額の 20%が限度とされています。

## 5. 過少資本税制

過少資本税制の下、法人の負債・資本比率が3倍を超える場合には、国外支配株主等に支払う負債の利子のうちその超過額に対応する部分の金額は損金の額に算入されないこととされています。

2006年度税制改正において、(1)対象となる負債及び負債の利子等の範囲が拡大され、(2)特定債券現先取引等の特例が設けられました。

なお、国内において事業を行う外国法人も過少資本税制の適用を受けますが、便宜上、ここでは内国法人に的を絞って解説します。

### (1) 負債及び負債の利子等の範囲の拡大

2006年度税制改正により、資金供与者等に該当する第三者から供与される負債が、負債・資本比率の計算に取り込まれることになり、また、資金供与者等に対する負債に関連して支払われる利子、債務の保証料、債券の使用料が、損金算入の制限を受けることになりました。

なお、この改正は2006年4月1日以後に開始する事業年度について、適用されます。

### 負債・資本比率

過少資本税制は、内国法人の下記の(a)と(b)両方の比率が3倍を超える場合に適用されます。

(a)	$\frac{\text{国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債の平均残高}}{\text{国外支配株主等の資本持分}}$
(b)	$\frac{\text{総負債(負債の利子等の支払の基となるもの)の平均残高}}{\text{自己資本の額}}$

3倍という倍数に代えて、その法人と同種の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似する類似法人の負債・自己資本比率を使用することもできます。

それぞれの用語の定義は以下のとおりです。

#### ● 国外支配株主等

外国法人又は非居住者で、内国法人との間に以下のような特殊の関係があるものをいいます。

- その内国法人がその発行済株式の総数の50%以上の株式を直接又は間接に保有される関係
- その内国法人と外国法人が同一の者によってそれぞれの発行済株式の総数の50%以上の株式を直接又は間接に保有される場合におけるその内国法人とその外国法人の関係

- その内国法人の取引、資金調達、人事等を通じて、外国法人又は非居住者がその内国法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係

● 国外支配株主等に対する負債

負債の利子等の支払の基因となるものに限りに、その国外支配株主等の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子等に係るものは含みません。

● 資金供与者等に対する負債

負債の利子等の支払の基因となるものに限ります。その資金供与者等の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子等に係るものであっても、対象となります。

● 資金供与者等

内国法人に資金を供与する者及びその資金の供与に関係のある者であり、たとえば以下のような者が該当します。

(i) 国外支配株主等が第三者を通じてその内国法人に資金を供与した場合における第三者 (Back-to-back loan)

(ii) 国外支配株主等が第三者に対してその内国法人の債務の保証をすることにより、その第三者がその内国法人に対して資金を供与した場合における第三者

(iii) 国外支配株主等から内国法人に貸し付けられた債券が第三者に担保として提供されることにより、第三者がその内国法人に対して資金を供与した場合における第三者

● 自己資本の額

内国法人の総資産の帳簿価額の平均残高から総負債の帳簿価額の平均残高を控除した残額 (その金額が資本金等の額に満たない場合には、資本金等の額)をいいます。

### 損金不算入額

負債の利子等のうち、損金に算入されない額は、以下のように計算されます。

(1)  $\{ (A) + (B) \} \leq (D)$  の場合

$$(c)' \times \frac{\{ (A) + (B) + (C) - (D) \}}{(C)}$$

(2)  $\{ (A) + (B) \} > (D)$  の場合

$$(c)' + \{ (a) + (b) + (b)' \} \times \frac{\{ (A) + (B) - (D) \}}{\{ (A) + (B) \}}$$

上記算式のアルファベットは、以下の金額をそれぞれ示しています。

負債	利子	保証料/ 債券の使用料 (Note 1)
(A) 国外支配株主等に対する負債 (利子が、国外支配株主等の法人 税の課税対象所得に含まれない。)	(a)	-
(B) 国外の資金供与者等に対する負債 (利子が、資金供与者等の法人税 の課税対象所得に含まれない。)	(b)	(b)'
(C) 国内の資金供与者等に対する負債 (利子が、資金供与者等の法人税 の課税対象所得に含まれる。)	-	(c)'

Note 1: 保証料及び債権の使用料のうち、これらの支払を受ける者の法人税  
の課税対象所得に含まれるものを除きます。

(D): 国外支配株主等の資本持分 × 3 (又は類似法人の負債・自己資本比率)

## (2) 特定債券現先取引等の特例

国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債のうち、特定債券現先取引等がある場合には、国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債並びにそれらに係る負債の利子等の額から、特定債券現先取引等に係るものを控除することを選択できる特例が、新たに設けられました。ただし、この特例の適用を受ける場合には、負債・自己資本比率は 3 倍でなく 2 倍(類似法人の負債・自己資本比率の適用も可)となります。この改正は、2006 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について適用されます。

特定債券現先取引等とは、現金担保付債券貸借取引で借り入れた債券又は債券現先取引で購入した債券を、現金担保付債券貸借取引で貸し付ける場合又は債券現先取引で譲渡する場合における、その現金担保付債券貸借取引及び債券現先取引をいいます。

## 6. 法人税申告書の添付書類

2006 年度税制改正により、法人税の申告書に添付する書類の改正が行われました。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表</li> <li>損益計算書</li> <li>損益金の処分表</li> <li>勘定科目内訳明細書</li> <li>その他一定の場合に定められた書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表</li> <li>損益計算書</li> <li>資本等変更計算書 (Note 1)</li> <li>勘定科目内訳明細書</li> <li>法人事業概況説明書 (Note 2)</li> <li>その他一定の場合に定められた書類</li> </ul>

Note 1: 会社法の導入に伴う改正であり、2006年5月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

Note 2: 2006年4月1日以後に開始する事業年度について、適用されません。

## II. 租税条約

### 1. 租税条約改正の最近の動き

現在、日本政府は既存の租税条約の改正や租税条約をまだ締結していない国々との締結に向けて、積極的に対応しています。下記は、最近のこれらの動きをまとめたものです。

	状況	日本における適用開始時期
イギリス	新条約一署名(2006年2月)、発効(2006年10月)	- 源泉所得税: 2007年1月1日 - 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税: 2007年1月1日以後に開始する各課税年度の所得
インド	改正議定書一署名(2006年2月)、発効(2006年6月)	- 源泉所得税: 2006年7月1日 - 源泉徴収されない所得に対する租税: 2007年1月1日以後に開始する各課税年度の所得
フランス	改正議定書一基本合意(2006年7月)	
フィリピン	改正議定書一基本合意(2006年7月)	
オランダ	改正交渉開始(2004年6月)	
アラブ首長国連合	締結交渉開始(2006年11月)	
クウェート	締結交渉開始(2006年11月)	
オーストラリア	改正交渉の早期立ち上げについて合意(2006年11月)	

### 2. 新日英租税条約

#### (1) 新源泉所得税率の適用開始時期

新日英租税条約における源泉所得税率は、日本においては、2007年1月1日以後に租税を課される額(同日以後支払を受けるべきもの)から適用されるため、以下の日が2007年1月1日以後であれば、新税率が適用されます。

- 配当: 配当がその効力を生ずる日
- 利子・使用料等:  
その支払期日があらかじめ定められているものについてはその支払期日、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日

## (2) 租税条約の届出書と居住者証明書

ここでは、新日英租税条約の適用を受けるための日本における手続きについて、主な概要を説明します。

### 源泉所得税

- (a) 英国居住者が、源泉所得税について軽減税率(免税を除きます)の適用を受ける場合には、租税条約に関する届出書を、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して、税務署に提出することが必要です。この手続きは、旧日英租税条約の手続きと同じです。

現在、旧日英租税条約の適用を受けている場合においても、新日英租税条約の適用を受けようとするときは、再度、届出書を提出することが必要です。

租税条約に関する 届出書
様式 1 (配 当)
様式 2 (利 子)
様式 3 (使用料)
等

- (b) 英国居住者が、配当、利子、使用料等に係る源泉所得税の免除等、源泉所得税に関して特典条項の適用のある特典を受ける場合には、租税条約に関する届出書の他、様式 17(特典条項に関する付表(英))、英国の居住者証明書及び添付書類(一定の場合)を、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して、税務署に提出することが必要です。

租税条約に関する 届出書
様式 1 (配 当)
様式 2 (利 子)
様式 3 (使用料)
等

特典条項に 関する付表(英)
様式 17

居住者証明書
--------

なお、原則として、これらの書類は、その国内源泉所得の支払を受ける都度提出することとされていますが、一定の場合には、その提出を省略することができます。また、一定の要件の下、居住者証明書の添付を省略することも可能です。

### 申告所得税・申告法人税

英国居住者が、申告対象となる所得で特典条項の規定の適用を受けるもの(事業所得、譲渡所得等)について、新日英租税条約の特典の適用を受ける場合には、租税条約の届出書、様式 17(特典条項に関する付表(英))、英国の居住者証明書及び添付書類(一定の場合)を、個人納税者の場合には課税年度の翌年 3 月 15 日までに、法人納税者の場合には課税事業年

度終了の時から2ヶ月以内に、税務署に提出することが必要です。

<p>租税条約に関する 届出書</p> <p>様式 15 (申告対象国内源泉所得)</p>	<p>特典条項に関する付表(英)</p> <p>様式 17</p>	<p>居住者証明書</p>
---	-----------------------------------	---------------

なお、確定申告書の提出がある場合には、これらの書類は申告書に添付して提出することになります。また、一定の場合には、提出を省略することができます。

新日英租税条約の発効に伴い、以下の新しい様式が国税庁により公表されています。

- 様式 17 特典条項に関する付表(英)

<http://www.nta.go.jp/category/yousiki/gensen/annai/5320/pdf/02.pdf>

- 居住者証明書

[http://www.nta.go.jp/category/yousiki/gensen/annai/5320/pdf/y\\_17.pdf](http://www.nta.go.jp/category/yousiki/gensen/annai/5320/pdf/y_17.pdf)

居住者証明書は、英国国内国歳入庁に、居住者証明書発行を求めるレターとともに上記の様式を提出して入手することになります。

\*\*\*\*\*

新日英租税条約の内容に関する解説は、下記のニュースレターをご覧ください。

KPMG tax newsletter (February 2006):

英語 [http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/taxnl200602\\_e.pdf](http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/taxnl200602_e.pdf)

日本語 [http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/taxnl200602\\_j.pdf](http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/taxnl200602_j.pdf)

### 3. 改正日仏租税条約

改正議定書の本文はまだ公表されていませんが、財務省が公表している資料から、以下のような改正点が明らかにされています。

#### (1) 投資所得に対する源泉課税の軽減

配当、利子、使用料に係る源泉所得税の税率が、以下のように軽減される予定です。

		現行	改正
配当	一般	15%	10%
	親子間	5%	5%
		免税	免税
利子	10%	10%(一般) 免税(金融機関、年金基金等)	
使用料	免税	免税	

(出典:財務省)

## (2) その他

条約濫用を防止するため、以下の規定の導入が予定されています。

- 特典条項
- 導管取引防止規定
- 濫用目的防止規定
- 匿名組合を通じた所得に対する日本の課税権を確保する規定

## KPMG 税理士法人

〒106-6012 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー  
電話 (03) 6229 8000 ファックス (03) 5575 0766  
〒541-0048 大阪府大阪市中央区備後町 3-6-5 銀泉備後町ビル 5F  
電話 (06) 6204 7590 ファックス (06) 6204 7597  
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 3-28-12 大名古屋ビル 5F  
電話 (052) 569 5420 ファックス (052) 551 0580

パートナー(50音順)

### 代表

#### 佐々木 博章

03-6229-8030  
hiroaki.sasaki@jp.kpmg.com

### コーポレートタックスサービス

#### 梅辻 雅春

03-6229-8070  
masaharu.umetsuji@jp.kpmg.com

#### 遠藤 達也

03-6229-8120  
tatsuya.endoh@jp.kpmg.com

#### 遠藤 幸彦

03-6229-8124  
yukihiko.endo@jp.kpmg.com

#### 川上 英樹

03-6229-8020  
eiki.kawakami@jp.kpmg.com

#### 木下 恵嗣

03-6229-8050  
keiji.kinoshita@jp.kpmg.com

#### 駒木根 裕一

03-6229-8190  
yuichi.komakine@jp.kpmg.com

#### 妹尾 日出志

06-6204-7590  
hideshi.senoo@jp.kpmg.com

#### 高野 潤一

03-6229-8140  
junichi.takano@jp.kpmg.com

#### 中村 智彦

03-6229-8229  
tomohiko.nakamura@jp.kpmg.com

#### バリー ハッカー

03-6229-8203  
barry.hacker@jp.kpmg.com

#### 築瀬 亘宏

03-6229-8090  
nobuhiro.yanase@jp.kpmg.com

#### 山岸 孝行

03-3513-4115  
takayuki.yamagishi@jp.kpmg.com

#### 吉見 聡

03-6229-8150  
satoshi.yoshimi@jp.kpmg.com

### グローバル税務アドバイザー

#### 小森 健次

03-6229-8160  
kenji.komori@jp.kpmg.com

#### 高嶋 健一

03-6229-8060  
kenichi.takashima@jp.kpmg.com

### トランザクションアドバイザーサービス

#### 明石 英司

03-6229-8220  
eiji.akashi@jp.kpmg.com

#### 金子 尽久

03-6229-8280  
tsuguhisa.kaneko@jp.kpmg.com

#### 竹宮 裕二

03-6229-8288  
yuji.takemiya@jp.kpmg.com

#### 古田 哲也

03-6229-8282  
tetsuya.furuta@jp.kpmg.com

#### デービット ルイス

03-6229-8210  
david.b.lewis@jp.kpmg.com

### ファイナンシャルサービスグループ

#### 千田 裕

03-6229-8008  
hiromu.senda@jp.kpmg.com

#### ジェームス ドッズ

03-6229-8230  
james.dodds@jp.kpmg.com

### 国際事業アドバイザー

#### 伊東 康彦

03-6229-8340  
yasuhiko.ito@jp.kpmg.com

#### 河野辺 雅徳

03-6229-8320  
masanori.kawanobe@jp.kpmg.com

#### 八田 陽子

03-6229-8350  
yoko.hatta@jp.kpmg.com

#### 堀口 大介

03-6229-8310  
daisuke.horiguchi@jp.kpmg.com

#### 和田 知子

03-6229-8344  
tomoko.wada@jp.kpmg.com

### インターナショナルエグゼクティブサービス

#### 芋川 方美

03-6229-8380  
masami.imokawa@jp.kpmg.com

### ビジネスリソースマネジメント

#### 高峰 正雄

03-5447-0738  
masao.takamine@jp.kpmg.com

### ISO アドバイザーサービス

#### 岩田 美知行

03-5206-7971  
michiyuki.iwata@jp.kpmg.com

### メディカルサービス

#### 佐久間 賢一

03-5206-8941  
kenichi.sakuma@jp.kpmg.com